

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 用語の定義として、電波法（第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、300万キロヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作に従事する者をいう。

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計等の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ **A** なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①の変更は、周波数、 **B** 又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。
- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、通信の相手方、通信事項又は **C** を変更しようとするときは、あらかじめ **A** なければならない。

A	B	C
1 総務大臣に届け出	電波の型式	運用許容時間
2 総務大臣に届け出	通信方式	無線設備の設置場所
3 総務大臣の許可を受け	通信方式	運用許容時間
4 総務大臣の許可を受け	電波の型式	無線設備の設置場所

A-3 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して **A** 内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前 **B** を超えない期間において行わなければならない。

A	B
1 10年を超えない範囲	3箇月以上6箇月
2 10年を超えない範囲	1箇月以上1年
3 5年を超えない範囲	1箇月以上1年
4 5年を超えない範囲	3箇月以上6箇月

A-4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどのようにしなければならないか。電波法（第24条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかに廃棄する。
- 2 1箇月以内に総務大臣に返納する。
- 3 3箇月以内に総務大臣に返納する。
- 4 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保存する。

A-5 次の記述は、「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満において^{ふく}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって^{ふく}輻射される全平均電力の に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

- 1 2.5パーセント
- 2 1.5パーセント
- 3 1.1パーセント
- 4 0.5パーセント

A-6 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであつて高圧電気（高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧 を超える電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から 以上のものでなければならない。ただし、次の各号の場合は、この限りでない。

- (1) に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であつて、その移動体の構造上困難であり、かつ、 以外の者が出入しない場所にある場合

	A	B	C
1	750ボルト	2.5メートル	無線従事者
2	750ボルト	3メートル	取扱者
3	900ボルト	3メートル	無線従事者
4	900ボルト	2.5メートル	取扱者

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る によつても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

	A	B
1	外囲の温度又は湿度の変化	気圧の変化
2	外囲の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃
3	電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃
4	電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化

A-8 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その 又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) が十分であること。

	A	B	C
1	誘導電流	擬似空中線回路	周波数安定度
2	誘導電流	空中線結合回路	了解度
3	副次的に発する電波	擬似空中線回路	了解度
4	副次的に発する電波	空中線結合回路	周波数安定度

A-9 無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないのはどのような場合か。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備について総務大臣の検査を受けるとき。
- 2 他の無線局の運用に支障を与える虞おそれがあるとき。
- 3 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 4 工事設計書の写しに記載された空中線を使用することができないとき。

A-20 無線従事者がその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならないのはどのような場合か。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。
- 2 無線従事者の免許の取消しの処分を受けたとき。
- 3 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。
- 4 無線従事者がその業務に従事することを停止する処分を受けたとき。

A-21 次の記述は、「有害な混信」の定義である。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を A し、又は B に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを C し、若しくは A する混信をいう。

	A	B	C
1	制限	無線通信規則	一時的に中断
2	制限	局が属する国の法令	反覆的に中断
3	妨害	局が属する国の法令	一時的に中断
4	妨害	無線通信規則	反覆的に中断

A-22 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務（第三地域に限る。）に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1,606.5 kHz ~ 1,800 kHz
- 2 1,800 kHz ~ 2,000 kHz
- 3 2,000 kHz ~ 2,065 kHz
- 4 2,065 kHz ~ 2,107 kHz

A-23 局の許可書に関する記述として、無線通信規則（第18条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることがを要する。
- 2 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信機から輻射するエネルギーは、他局に有害な混信を生じさせてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 3 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A-24 次の記述は、アマチュア局の最大電力等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局の最大電力は、 A が定める。
- ② 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の B 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ③ アマチュア局は、その伝送中 C 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

	A	B	C
1	国際電気通信連合	すべての	30分ごとに
2	国際電気通信連合	技術特性に関する	短い間隔で
3	関係主管庁	技術特性に関する	30分ごとに
4	関係主管庁	すべての	短い間隔で

B-1 電波利用料の徴収等に関する記述として、電波法（第103条の2）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 免許人（包括免許人を除く。）は、除外規定がある場合を除き、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して3箇月以内及びその後毎年その免許の日に対応する日（対応する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して3箇月以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、電波法に定める金額を国に納めなければならない。

イ 免許人（包括免許人を除く。）は、電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

ウ 総務大臣は、電波利用料を納めなければならない免許人（包括免許人を除く。）がこれを納めないときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数又は空中線電力を制限することができる。

エ 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。

オ 長期間にわたって運用を休止する無線局については、その期間に応じて電波利用料の金額が減額される。

B-2 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

② ①の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

(1) 周波数の電波を利用するもの

(2) 空中線電力 以下のもの

(3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの

(4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの

(5) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の を 以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

1 26.175MHz以下の

2 割当周波数

3 10ワット

4 2分の1

5 0.25パーセント

6 26.175MHzを超える

7 特性周波数

8 50ワット

9 4分の1

10 0.025パーセント

B-3 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 無線局は、免許状に記載された目的又は の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信

② 無線局を運用する場合においては、、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状に であること。

(2) 通信を行うため であること。

④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

1 通信の相手方若しくは通信事項

2 通信事項

3 非常の場合の無線通信

4 非常通信

5 記載されたもの

6 記載されたものの範囲内

7 無線設備の設置場所

8 無線設備

9 必要最小のもの

10 十分なもの

B-4 次の記述は、アルファベットの字句及びモールス符号の組合せを掲げたものである。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句及びそのモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア HOTEL --- -
イ INDIA	. - . - . . . -
ウ UNIFORM	. - - - . - - . - -
エ XRAY	- . . - - - - . -
オ YANKEE	- . - - . - - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する ア が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して イ 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する ア が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に ウ させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する ア が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに エ しなければならない。
- ④ ①の規定によって電波の発射を停止された無線局を運用した者は、 オ に処する。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1 電波の強度 | 2 電波の質 |
| 3 3箇月以内の期間を定めて | 4 臨時に |
| 5 電波を試験的に発射 | 6 職員を派遣し、検査 |
| 7 その旨を通知 | 8 ①の停止を解除 |
| 9 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 10 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |

B-6 次の記述は、無線局からの混信の防止について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、 ア、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 イ の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の ウ 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の ウ は、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 エ のアンテナの利点をできる限り利用して、 オ にしなければならない。

- | | | | | |
|----------|------------------|--------|-------|-------|
| 1 不要な伝送 | 2 識別表示のない信号 | 3 無線設備 | 4 高利得 | 5 最大 |
| 6 長時間の伝送 | 7 無線通信規則に定めのない略語 | 8 位置 | 9 指向性 | 10 最小 |